

# 毎月勤労統計の再集計等の公表による 労災保険制度への影響について

# 労災保険給付のうち毎月勤労統計が影響する制度

- 労災保険給付としては、療養補償給付、休業補償給付、年金給付等がある。
- 休業補償給付及び年金給付の給付額の算定に際しては、原則として、個々の被災者の被災時における平均賃金を基に算定した給付基礎日額に基づき給付する。ただし補償効果が目減りすることを防ぐため、給付基礎日額に「スライド率」を乗じている。
- また、給付基礎日額には最低水準を定めており、かかる金額を下回る者に対しては最低水準に自動変更される（最低保障額）。
- スライド率及び最低保障額は、毎月勤労統計の「きまって支給する給与」の伸び率を用いて算定する（参考）。

## (参考) スライド率及び最低保障額の算定方法

- 労災年金スライド率の算定方法及び適用方法

個々の被災者の被災時における給付基礎日額に、以下のスライド率を乗じる。

$$(例) \text{平成30年8月以降の労災年金スライド率} = \frac{\text{平成29年度の平均給与額}}{\text{被災時の年度の平均給与額}}$$

(※) 労災年金スライド率は、毎年度8月から翌年7月に給付する分ごとに改定する。

(※) 平均給与額は毎月勤労統計の「きまって支給する給与」の各月の合計値である。

- 休業スライド率の算定方法及び適用方法

以下の比率が110%超又は90%未満となる場合、当該比率を個々の被災者の給付基礎日額に乗じる。

$$s = \frac{\text{最新の平均給与額}}{\text{被災時の平均給与額}}, \quad \text{最新の給付基礎日額} = \text{従前の給付基礎日額} \times \begin{cases} s, & s > 110\% \\ 1, & 90\% \leq s \leq 110\% \\ s, & s < 90\% \end{cases}$$

(※) 休業スライド率は、四半期毎に算定する。

(※) 平均給与額は毎月勤労統計の「きまって支給する給与」の四半期平均である。

- 最低保障額の算定方法及び適用方法

個々の被災者の給付基礎日額が以下の金額を下回る場合、最低保障額に置き換える。

$$(例) \text{平成30年8月以降の最低保障額} = \frac{\text{平成29年度の平均給与額}}{\text{平成28年度の平均給与額}} \times \text{平成29年度の最低保障額}$$

(※) 最低保障額は、毎年度8月から翌年7月に給付する分ごとに算定する。

(※) 平均給与額は毎月勤労統計の「きまって支給する給与」の各月の平均値である。

# 労災保険の給付に関する対応方針

## 1. 基本的な考え方

- 国民の皆様に不利益が生じることのないよう、平成16年以降追加給付が必要となる時期に遡って対応します。

## 2. 具体的な給付の考え方

- 関係のコンピューターシステムの改修や住所等の確認など正確な支給のための最低限の準備を経て、対象者の特定、給付額の計算が可能なケースから、システム改修等を経て、できる限り速やかに順次追加給付を開始することを予定しています。
- 全体の期間を通じて給付額を再計算した結果、
  - ・追加給付が必要になっている方については、平成16年以降追加給付が必要となる時期に遡って追加給付を実施します。
  - ・本来額よりも多くなっていた方については、返還は求めないこととします。

## 3. 追加給付の対象となる可能性がある方

- 労災年金及び休業（補償）給付の給付額の算定に際しては、原則として、個々の被災者の被災時における平均賃金を基に算定した給付基礎日額に基づき給付することとなっています。ただし、補償効果が目減りすることを防ぐため、給付基礎日額に「スライド率」を乗じています。
- また、給付基礎日額には最低水準を定めており、かかる金額を下回る方に対しては最低水準に自動変更されます（最低保障額）。
- スライド率及び最低保障額は、毎月勤労統計の「きまって支給する給与」の伸び率を用いて算定しておりますが、毎月勤労統計の再集計値等を用いて再計算を行い、上方修正された場合、追加給付が必要となります。平成16年7月以降に次の給付を受けた方のうち必要な方に追加給付を行います。

傷病（補償）年金、障害（補償）年金、遺族（補償）年金、休業（補償）給付、  
傷病特別年金、障害特別年金、遺族特別年金、遺族特別一時金、休業特別支給金 等

- 年金給付（特別支給金を含む）：一人当たり平均約9万円、延べ約27万人、給付費約240億円  
休業補償（休業特別支給金を含む）：一人一ヶ月当たり平均約300円、延べ約45万人、給付費約1.5億円  
※ なお、個々の受給者の方に対する実際の追加給付額は、個々人の方によって異なります。

## 4. 進め方

- 労災保険の追加給付では、過去の給付データから、毎月勤労統計の再集計値等の変化を踏まえて、支給額の再計算を行い、追加給付額を確定させます。このためには、システム改修が必要となります。
- 追加給付が必要な方に対し、できる限り速やかに順次追加給付することを目指しています。